

わになって みんなポカポカ 大鰐町

広報

おおわに

5月号

令和5年
(2023年)
No.736

今月のおもな内容

◇むし歯のない子	◇おおわにかから版	◇こちら警察・消防!	◇町職員の人事異動ほか	◇まちのお知らせ	◇議会だより	◇町政指針 など	◇まちの話題
38	37	33	31	29	12	7	3
	34	32	30	13	8	4	2
	38	32	30	13	8	4	2



寄附をいただきました

東洋建物管理株式会社（七尾嘉信代表取締役社長）から3月22日、「町の青少年育成のために活用してほしい」と寄附をいただきました。

町長は、「次世代を担う町の子供たちが、健やかに成長できるよう大切に使用させていただきます」と感謝を述べ、感謝状を贈りました。

寄附は、今年で9年連続9回目となり、七尾代表取締役社長は、「町の宝である子供達に会社として一役買えればとの思いで寄附をしている。今後も大鰐町の発展に貢献したい」と話していました。

大鰐小学校入学式が開かれました

大鰐小学校の入学式が4月7日、同校体育館で行われ、男子19人、女子26人が入学しました。

保護者らが見守る中、新一年生は、少し緊張した面持ちでしたが、担任の先生から名前が呼ばれると元気に返事をしていました。

新入生を代表し、横山陽向さんと大平清乃さんが「新しい学校生活にドキドキしている。学校生活ではいろいろなことに挑戦したい」と誓いの言葉を述べました。



交通安全祈願祭

交通安全祈願祭（主催・大鰐町交通安全協会）が4月7日早朝、大円寺本堂で開かれ、約20人が出席し、町の交通安全を祈願しました。

同協会の山田範正会長は「子供達が安心して通学できるように各団体と連携していく。また、大鰐町では死亡事故ゼロが続いているので、継続していく」と挨拶をしました。

最後に安全運転管理者協会、安全運転管理事業主会が、町長と黒石警察署長代理で副署長に対し、飲酒運転追放宣言をしました。

弘前地区消防事務組合から表彰されました

令和5年1月13日に大鰐町内で発生した建物火災において、会田彰一さん、雪子さんが建物内から要救助者を救出し、人命の危機回避につなげたとして4月10日、弘前地区消防事務組合消防長より表彰されました。

それを受けて同日、町長へ報告しました。

令和四年度 大鰐温泉俳句箱 年間最優秀句

●投句数

小・中学生の部	五九九句
高校・一般の部	一三二句
合 計	七三一句

手古奈賞

●小・中学生の部 (学年は前年度のもです。)

春すぎて子どもみんな風のように	大鰐小学校	四年	鎌田 彩吹
冬にしか見えない足あととかわいいな	大鰐小学校	四年	阿部優里愛
うららかな日ざしの中でうとうと	大鰐小学校	五年	石塚 心望
焼きいもとなりの君とはんぶんこ	大鰐小学校	六年	山田ひなた

●高校・一般の部

母の日や薄化粧して髪染めて	大鰐町	大川千時子
出来秋のみのりに風のゆるやかに	大鰐町	山田 フサ
湯煙の奥に山霧重なりて	葛城市	山本 栄子

第一一六回 俳句箱 入選句

令和五年一月〜令和五年三月

●投句数

小・中学生の部	一七四句
高校・一般の部	四句
合 計	一七八句

優秀賞

●小・中学生の部 (学年は前年度のもです。)

こうみんなピアノがたのしいあたたかい	大鰐小学校	一年	佐々木千愛
雪おちて大きいかまくらこわれたよ	大鰐小学校	一年	對馬 雫
たからさがし雪の中からみかん二こ	大鰐小学校	二年	葛西 咲乃
12月赤ちゃんうまれてうれしいな	大鰐小学校	三年	原田 椿妃
雪とけて白い景しきがカラフルに	大鰐小学校	四年	伊藤 椿
冬にしか見えない足あととかわいいな	大鰐小学校	四年	阿部優里愛
卒業歌心にひびく歌声が	大鰐小学校	四年	鎌田 彩吹
雪とけてやねから水がぼたぼたと	大鰐小学校	四年	森山 仁子
うららかな日ざしの中でうとうと	大鰐小学校	五年	石塚 心望
マスク取りみんなと笑顔卒業式	大鰐小学校	六年	神 歩未

●高校・一般の部

露天風呂顔にひんやりぼたん雪	明石市	橋詰 清美
湯煙に頬染める君衾雪	東京都	小坂 利功

令和5年度町政指針

私は、財政の健全化・持続可能な財政運営の確立を最優先課題として、町民の皆様や議員の皆様のご理解とご協

力を受け、職員と一丸となって様々な行政改革を行い町政運営に取り組んでまいりました。その結果、過去のリゾート開発失敗により陥っていた財政健全化団体から早期脱却し、以後の健全化判断比率等も順調に推移しており、財政状況はようやく安定しつつあるものと認識しております。更に令和4年度末には、これまで積み立ててきた減債基金から第三セクター等改革推進債の一部を繰上償還し、当初66億1千7百万円あった借入額を20億5千万円ほどまで縮減いたしました。行政需要が複雑多様化する中、引き続き財政規律を堅持して効率的で効果的な財政運営を推進しつつ、行政サービスの向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しましても、度重なる感染拡大の中、感染拡大防止や、ワクチン接種体制の整備、さらには地域経済の回復や町民の皆様

の暮らしの安定のため、必要な対策を様々講じてまいりました。

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等により、日常生活に密接なエネルギーや食料品等の物価高騰が続いておりますが、今後も国や県の方針や財政支援策等を注視し、町民の皆様の安全で安心な暮らしを維持し、そして地域経済を守り発展につなげていくために、必要な対策をしっかりと実施してまいります。

重要課題である人口減少の克服、町の主産業である農業への多面的な支援対策、産業振興及び観光振興などにつきましましては、今後も積極的に取り組み、町の魅力アップに努め、若い世代の起業や創業に関わる支援の充実も図ってまいります。

また、「湯の郷おおわに健康長寿宣言」の下、様々な健康推進事業に取り組んでまいりましたが、令和4年度から高校生までに拡大した医療費無料化

を継続し、産婦検診の費用助成など、子どもを産み育てやすい町の実現を目指してまいります。

町立診療所につきましては、ようやく昨年度末に建物が竣工したところであります。工事にあたり地域の皆様や町立大鰐病院をご利用の皆様には、工事車両の出入りや騒音等でご迷惑やご不便をお掛けいたしました。今後は順次、診療設備等の導入を進め、今夏の開所を目途に、本町にとって最善な医療施設として整備してまいります。

役場庁舎建て替えの検討につきましては、今年度から本格的に開始するべく、役場内の推進体制のほか、外部委員による検討委員会など、新庁舎建設に係る体制を構築することとしております。町民の誰もが親しみをもち、安全で利用しやすく、かつ職員が働きやすい施設を目指して進めてまいります。

この他、老朽化や利用を休止している施設等の利活用を検討や解体撤去等



大鰐町長 山田 年伸

も進めなければなりません。引き続き基金への積立て等により財源を確保し、各種施設の計画的な更新整備及び維持管理を行ってまいります。

第6次大鰐町振興計画につきましては、「安全・安心」に「健やか」で「心豊か」な暮らしができるまちを目指し、「地域共生社会の実現」を基本理念として「わになって みんなポカポカ大鰐町」をまちの将来像に掲げ、今後10年間のまちづくりの指針として策定しました。町民一人ひとりが繋がりが大きな輪になることで、皆様が「温かい」と感じ、そして「住みたい、住み続けたい」と思っているだけのようなまちづくりを進めてまいります。

今後も議会と連携しながら、職員と一体となって町政運営に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

大鰐町議会第一回定例会

議案審議

令和五年度当初予算

今回議決された案件のうち、令和五年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ五十八億八千万円で、前年度当初予算に比べると、五・九％（三億六千七百万円）の減額となりました。

歳入

一般会計予算のうち、町税、分担金及び負担金、諸収入などの自主財源が九億六千二百五十九万四千円で、歳入総額の十六・四％にあたり、前年度当初予算に比べ、一億千八百二十四千円の増額となりました。

また、地方交付税、国庫・県支出金、町債などの依存財源は四十九億七千四百四十万六千円で、歳入総額の八十三・六％を占め、前年度当初予算に比べ、四億八千五百二万四千円の減額となりました。

歳出

一般会計歳出予算を性質別にみると、職員給、特別職給、議員報酬などの人件費が七億八千二百十九万七千円（歳出総額の十三・三％）、長期債の返済などに充てられる公債費が六億九千四百四十万六千円

（同十・五％）、国民健康保険、介護保険及び公共下水道事業などの特別会計への繰出金が十億六千二百二万五千円（同十八・〇％）、道路や建物などの建設、災害復旧を行うための投資的経費は十億二百六十三万五千円（同十七・一％）になっています。

なお、次ページで新年度予算の概要について、図表で説明しております。

また、各特別会計予算では、病院事業会計予算の収益的収入が一億七千九百七十一万八千円（対前年度比三億六千四十七万四千円減）、収益的支出が三億七千七百七十三万七千円（同三億三千六百九千円減）、資本的収入及び支出が五百十四万二千円（同九十五万九千円減）、国民健康保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十四億七千九百五十八万三千円（同一億九千九百六十四万円増）、後期高齢者医療特別会計予算が歳入歳出それぞれ一億三千六百十五万三千円（同二百九十五万九千円減）、介護保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十五億八千四百五十八万二千円（同千三百三十六万六千円増）、温泉事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千九百五十二万八千円（同千二百三十三万三千円増）、簡易水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ九千六百万円（同千二百二十二万四

千円減）、公共下水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ四億四千三百五十八万四千円（同千二百五十三万四千円減）、大鰐財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千五百八十五万九千円（同一万二千元減）、蔵館財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千四百万円（同八十九万四千円）に加えて、新たに設置した診療所事業特別会計予算では歳入歳出それぞれ三億九千九百二十八万二千元となりました。

令和四年度補正予算

令和四年度一般会計補正予算（第十三号）では、最終の需要を見込み、また事務事業の確定に伴い、それぞれ調整を加えたものです。これにより、歳入歳出それぞれ十億七千六百六十二万七千円を追加し、一般会計予算の総額は七十九億九千九百十二万円となりました。

主な補正は、繰越明許費として設定した大鰐小学校及び中学校の校舎及び体育館におけるLED化改修並びに校舎の空調設備設置事業費一億六千七百四十九万九千円、令和四年八月大雨災害に係る国庫補助事業の災害復旧費二千五百五十二万七千円、また病院事業会計補助金四千万円追加したものなどです。

これに対応する財源として、町債を一億二百万円、国

庫支出金一億千五百三十六万八千円増額するなどし、それぞれの事業に関連した歳入を調整しました。その他、繰越明許費及び地方債の補正をしたものです。

また、各特別会計予算についても令和四年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

条例等の制定・廃止・一部改正

- ▽大鰐町個人情報保護の保護に関する法律施行条例
- ▽大鰐町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- ▽大鰐町犯罪被害者等支援条例
- ▽大鰐町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町特別会計条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町社会福祉法人が行う事業の助成に関する条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ▽大鰐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況

大鰐町情報公開条例第20条及び大鰐町個人情報保護条例第29条の規定に基づき、令和4年度の実施状況及び運用状況を公表します。

※1件の請求に対し複数の開示決定等があるものは、重複して計上しております。

情報公開条例による公文書の開示の実施状況

町長部局

【請求10件・開示7件・部分開示2件・非開示1件・不存在1件】

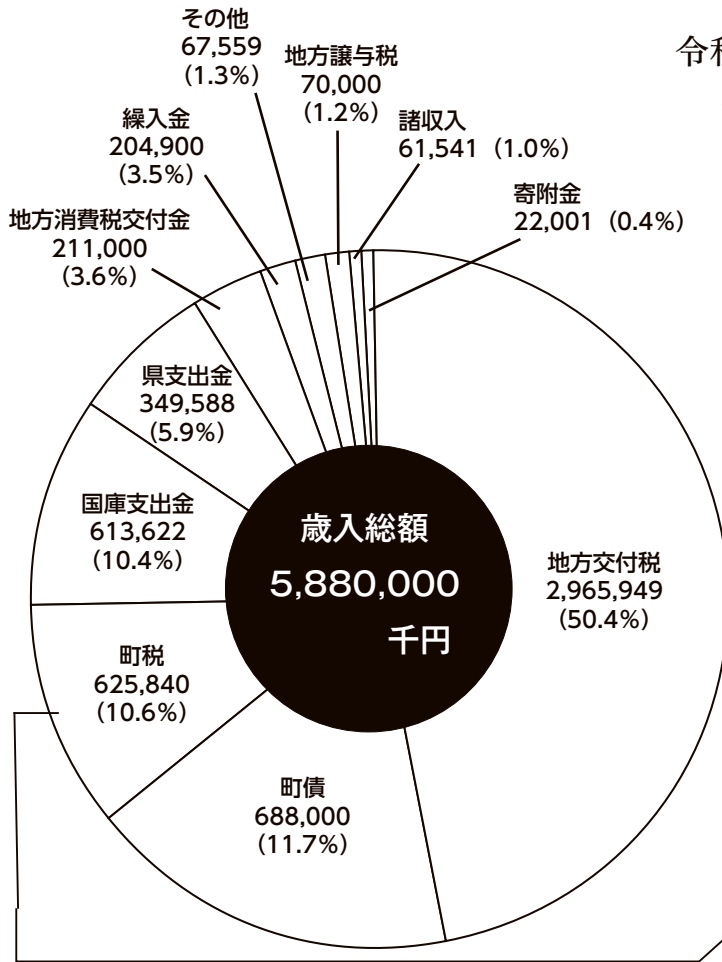
個人情報保護条例の運用状況

町長部局

【請求29件・開示29件】

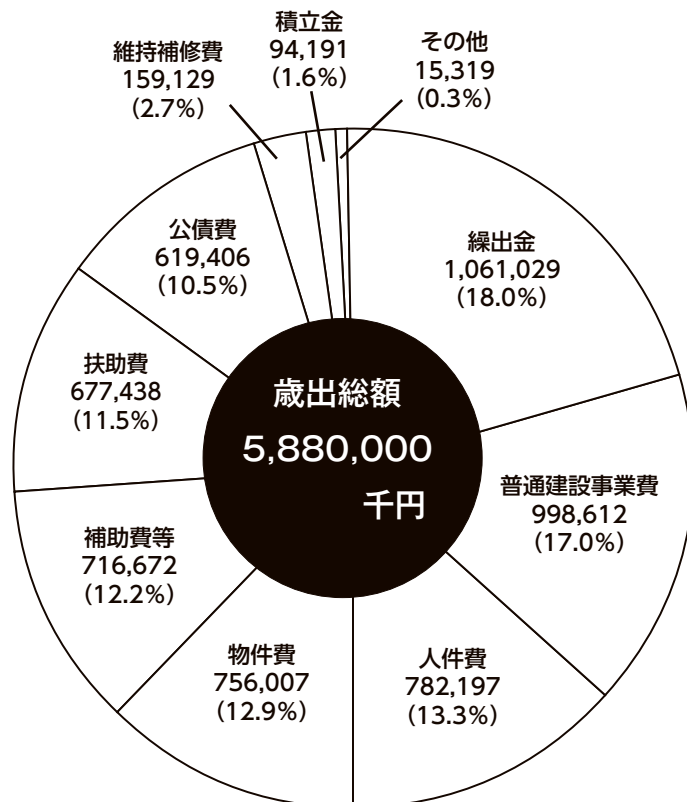
令和 5 年度一般会計

令和 5 年度 対前年度比で 5.9% の減額
まちづくりに 58 億 8 千万円



町税の内訳 (単位: 千円)

歳 入	
町民税 227,771 (36.4%)	固定資産税 307,562 (49.1%)
軽自動車税 35,425 (5.7%)	町たばこ税 46,984 (7.5%)
入湯税 8,008 (1.3%)	都市計画税 90 (0.0%)



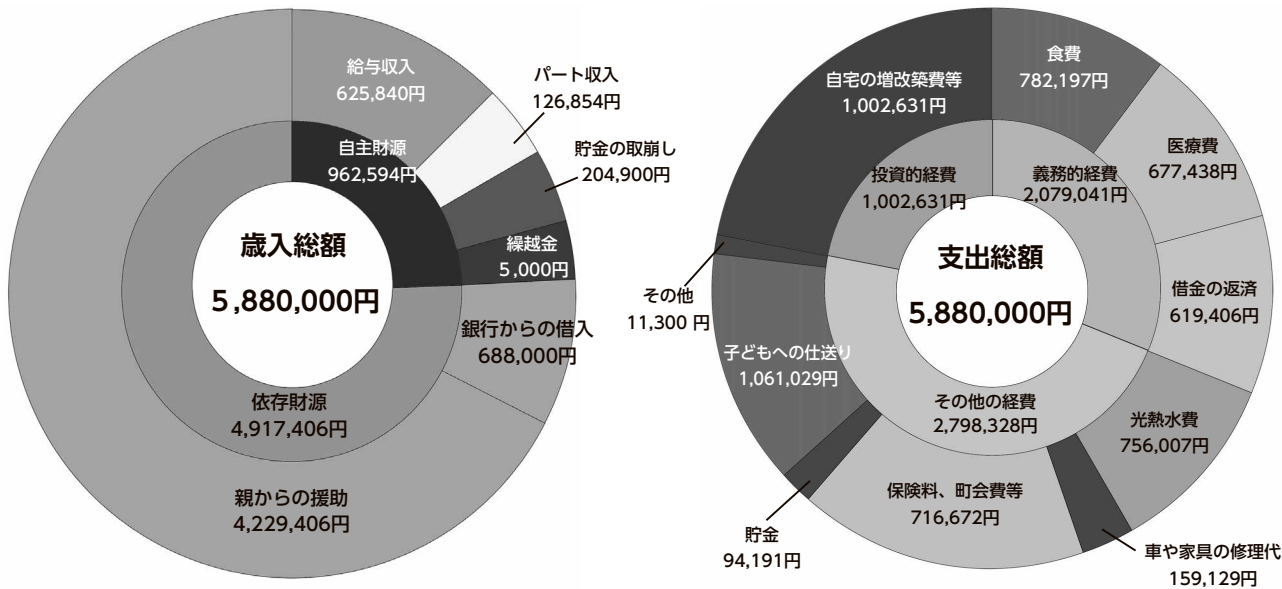
目的別の内訳 (単位: 千円)

歳 出		
議会費 63,258 (1.1%)	総務費 811,876 (13.8%)	民生費 1,550,969 (26.4%)
衛生費 946,258 (16.1%)	農林水産業費 206,722 (3.5%)	商工費 101,753 (1.7%)
土木費 728,695 (12.4%)	消防費 279,078 (4.7%)	教育費 493,182 (8.4%)
公債費 619,406 (10.5%)	災害復旧費 4,019 (0.1%)	諸支出金 61,224 (1.0%)
		その他 13,560 (0.3%)

大鰐町の家計簿

令和5年度一般会計当初予算について掲載しておりますが、町民の皆様には予算をより身近に感じていただくために、大鰐町の一般会計予算を家計簿に置き換えてみました。

1年間の家計の収入と支出を令和5年度一般会計予算総額58億8千万円の千分の1となる588万円とすると次のようになります。



◎収入			◎支出		
項目	金額	予算上の区分	項目	金額	予算上の区分
給与収入	625,840円	町税	食費	782,197円	人件費
パート収入	126,854円	分担金、負担金、使用料等	医療費	677,438円	扶助費
貯金の取崩し	204,900円	繰入金	借金の返済	619,406円	公債費
繰越金	5,000円	繰越金	光熱水費	756,007円	物件費
親からの援助	4,229,406円	地方交付税 国県支出金等	車や家具の修理代	159,129円	維持補修費
銀行からの借入	668,000円	町債	保険料、町会費等	716,672円	補助費等
収入合計	5,880,000円		貯金	94,191円	積立金
※参考			子どもへの仕送り	1,061,029円	繰出金
			住宅の増改築費等	1,002,631円	普通建設事業費 災害復旧事業費
			その他	11,300円	貸付金 予備費
貯金残高	2,460,101円	令和3年度末	支出合計	5,880,000円	
借金残高	7,850,367円				

このように、給与収入やパート収入だけでは賄えないため、収入の約7割を親からの援助に頼らなくてはならない状況にあります。

また、支出について、今後は車・家具、自宅の老朽化による出費の増加が見込まれるため、食費や光熱水費等の節約を基本に、建物等の財産を適正規模にするなどして、修理代や改築費の計画的な執行が必要となります。

一般質問

3月

定例町議会

議員 三浦道広
議員 藤田賀津彦
議員 山谷博子
議員 内海繁勝

4名登壇

①除雪作業及び町直営の除雪隊の体制について

②学童保育及び病児保育について

③町民農園再開及び町民農園問題について



三浦道広 議員

問

①除雪作業及び体制について次の点を伺う。

(一) 役場庁舎、小中学校、大鰐病院等、町関連の施設の各駐車場や歩道、庁舎及び小学校近辺の道路の除雪作業について、雪道での利用者の安全確保の観点から降雪時ごとに路線の除雪から切り離し、除雪ができないものか。

(二) 町の直営の除雪を見ると、請負業者が除雪車一台で行っているのと同等の作業を複数台で行っている作業が多々見られる。タイヤショベルとロータリー除雪車を分けて単車での作業が可能であると思うが今後の体制について伺いたい。

答

①(町長)

(一) 現在、学校・公共施設などの除雪作業については、道路除雪と連動し出動している。今年のような深夜の降雪では除雪作業が困難なため、学校・公共施設などにも除雪が入らない状態である。学校・公共施設等の除雪体制の切り離しについては、町民が利用しやすく、不便を感じさせないためにも除雪体制を見直していきたいと考えている。

(二) タイヤショベルとロータリー除雪車との連携除雪については、道路部分の拡幅除雪の必要性から実施している。歩道や橋梁部分などにも置き雪を極力少なくする取り組みを行っているため、常時出動傾向にあり、今後也更なるロータリー除雪車の効率的・効果的な運用に努める。

問

②学童保育及び病児保育について次の点を伺う。

(一) 学童保育の場所が福祉センターであり約一・六キロほどと、低学年の児童には遠いと思われる。道路幅の狭い箇所もあり、冬期間の雪道では危険と隣合わせにあると思う。児童安

全の確保のために送迎バスの再考をお願いしたい。

(二) 子育て世代への各種給付金が出ているが、病気の子供を預かってくれる施設が大事だと考える。核家族化が進み、夫婦共働きで子供が病気の時に親御さんどちらかが休みをとって面倒を見るのが多数だと思われる、これではせっかくの給付金が生活費に消えてしまう世帯も多々あると思われる。給付金を子供に使えるようにするために病児保育施設などの開設の考えはあるのか伺いたい。

答

②(町長)

(一) 小学校が統合した当初は、スポーツバスを使って福祉センターへ特例で送迎を実施していた。しかし、放課後児童クラブへ通っていない児童が利用したことや、徒歩圏内の保護者から批判が出るなど様々な問題が発生したため、一年足らずで中止した。また、子供たちが歩くということは、健康面はもちろん、精神面や脳の発達など、様々なメリットがあり、環境や生活習慣の変化などにより、歩く機会が減っている今だからこそ、歩かせると

いう選択肢もあると考えている。しかしながら、子供たちの安全が第一ですので、小学校や社会福祉協議会、地区住民の方々と、引き続き協議しますので、御理解をお願いしたい。

(二) 本町には、病児保育を実施している施設はないが、弘前市において、病児対応型が一箇所、病後児対応型が二箇所あり、大鰐町民も利用できる。

令和三年度、利用の登録者が五名あったが、実際に利用した方はいなかった。病児保育の実施には様々な要件があり、専用スペースや、看護師及び保育士の配置、医療機関との連携などが必要となる。町としては、利用者が非常に少ないため、弘前市の事業の周知を図りたいと考えている。

問

③ 町民農園再開及び町民農園問題について次の点を伺う。

(一) 先般三年半に及ぶ町民農園問題が訴訟判決により解決した。農園を借りていた町民の方数名から、町民農園再開をお願いされている。農園再開の予定はあるのか伺いたい。

(二) 解決に三年半を費やした町民農園問題。多額の税金が使われたこの

一件を町民皆さんがわかるようにお知らせするべきだと思う。時系列でもよいので町民の方がこの問題の内容を正確にわかるように、なぜこれほど時間がかかったのか。また、すべての費用を町民誰も見られるように町の広報で知らせるべきだと思うが、町長の見解を伺いたい。

答

③ (町長)

(一) 町民農園区域内に来園者の駐車場を整地するため、農地法による一部転用許可が必要であり、申請を三月下旬の町農業委員会総会に付議し、五月中旬頃の県知事許可を想定している。許可後に、駐車場整地に着手し、完了の見込みを五月末頃から六月上旬と見込んでいます。再開についてはそれ以降と考えている。

(二) 議会の百条委員会調査報告書にも記載のとおり、問題の根本は令和元年八月、町のガバナンス意識、連携不足が招いた事案である。令和三年十月、原告から損害賠償請求の訴状が送達されて以来、ようやく二月十日、判決が確定したところである。事案の概要、裁判費用の発生、遅延損害金等、

町が負担する金額の比較を含めて、時系列として整理し、広報等で公表したいと考えている。

① インバウンド集客対策、町内のWiFi、キャッシュレス整備の進捗について

② 大鰐町廃校施設の利用について

③ 次年度のおおわに冬季観光キャンペーンについて



藤田 賀津彦 議員

問

① 日本政府観光局(JNTO)は二〇三〇年度インバウンド集

客目標を六千万人に掲げ、それに伴い観光庁は地方の積極的な観光開発、磨き上げに大きな助成金を充てながらバックアップ体制を取っている。

特に近々の情報では地方への送客に注力をするということである。二〇一九年度、青森県のインバウンド集客は約三十四万人。当町では七千名弱だと思う。大鰐には豊富な観光素材、

文化財があるにもかかわらず近隣自治体からインバウンド対策が遅れている様に感じるが、今後インバウンド集客にどのような対策を取っていくのか、WiFi、キャッシュレス整備も併せて伺いたい。

答

① (町長)

コロナ前ではあるが、四カ国語版の観光パンフレット製作、町内の看板整備を実施した。四年間で支援した取り組みのうち、WiFi整備は一件、キャッシュレス整備は五件、施設ホームページの多言語化は二件となっている。現在、津軽圏域十四市町村で構成されるクランピオニー津軽と連携し、外国人観光客向けの仕掛けづくりに関する事業を展開しているところである。

問

② 町内のスポーツクラブは、町内の屋内運動施設不足により弘前市や五所川原市の施設を利用し指導者、生徒、父兄に大きな負担がかかっている。昨年まで旧大鰐第二小学校が利用できたが、施設の器具に落下の危険があるため使えないということであ

るが、修繕費予算を組み、子供達の運動環境を整備できないか伺いたい。

答

② (町長)

町内の屋内運動施設は、現在は小中学校の体育館となっている。旧大鰐第二小学校の体育館を利用するには安全対策が必要となっている。また、これまでも旧大鰐第二小学校の利用方法について、検討しているところであるが、用途に応じて多額の費用も見込まれていることや、校舎・体育館が一体となった施設のため、施設管理面での課題もあることから、具体案を示せていない。体育施設としての利用も含め、安全・安心を第一として活用したい思いはあるので、クリアすべき課題を総合的に勘案した上で、早めに方針をお示しできるよう努力する。

問

③ 昨年、今年度とおおわに冬季観光キャンペーンを行いスキー客は大きく増加していると思う。宿泊施設、入浴施設、町内飲食店や商店の活性化に繋がっていると聞いているが、来年度はどうするのか伺いたい。

答

③ 町長

本事業の本来の目的は、コロナの影響により落ち込んだ町内の観光需要の早期回復と地域経済の活性化を図ることであり、スキー人氣が低迷する中、町内の地域経済活性化に一定の効果を示し、ある程度目的が達成されたものと考えている。五年度は町内宿泊施設に宿泊された方へのリフト一日券の配布、鰐 come でリフト券を提示された方への入浴料割引のみを行う予定。コロナ交付金については、来年度の交付が見込めない状況であることから、「ワンコインデー」については実施いたしません。今後も国・県などの補助金の動向を注視していく。

① 学校給食での食育の取り組みについて

② 六次産業について



山谷 博子 議員

問

① 地産地消の大鰐ブランドを、学校給食でどのように活かして

推進しているのか伺いたい。

答

① (教育長)

本町の生産者からの特産品として、大鰐温泉もやし、りんご、きゅうり、しいたけ、みそ、米等を食材として使用している。大鰐温泉もやしは月三〜四回、もやし炒めや、みそ・醤油ラーメンで提供しており、子供たちには好評と聞いている。年二回実施している豪華給食デーでは、大鰐産のシャモロックを使用した、カレーや大鰐温泉もやし入りせんべい汁を提供しており、大鰐産品や県産品については、「給食だより」や「給食時の校内放送」などで子供たちに紹介している。

問

② 六次産業について次の点を伺う。

(一) 「第六次大鰐町振興計画」によると、六次産業化など生産加工品導入の検討支援とあるが、これはどのような取り組みを目指しているのか伺いたい。

(二) 産学官の取り組み、産学官連携の成果と課題について、町のお考えを伺いたい。

答

② (町長)

(一) 国では「六次産業化」を「農山漁村発イノベーション」へアツプデートしており、町では国の補助事業メニューである「山村活性化対策事業」の採択を視野に準備を進めている段階。予想される事業は、協議会の再始動、新規商品の開発、開発・改良商品の販路拡大としており、精通するアドバイザーを交えながら、生産・加工・販売について総合的かつ一体的な推進を図り、「新たな所得の確保」「農産物等のフードロス」「雇用の創出と地域活性化」「農産物のブランド化」を目指すものである。

(二) 産学官における新事業の取り組みとして「炭素耕作による炭素循環型社会の実現」を目標に、産学官共創システム、具体的には持続的なバイオマス材料耕作システムを連携して推進するにあたり、昨年九月、町と国立大学法人弘前大学とで協定書を締結している。

① 財産区の法令違反について

② 「地方自治法第九十二条の二」公

職選挙法第一〇三条第二項」の法令違反について

③ 昨年の町議会議員選挙について

④ 教育行政について



内海 繁勝 議員

問

① 地方自治法の規定により財産区の法人格は「特別地方公共団体」とされ、これに例外はない。そして当該財産区を統轄する管理者はこれも法令で定めており、地方自治法の市町村長が財産区の管理者として「財産区を代表する」とされている。財産区は地方自治体首長の指揮管理の下に置かれており、これも法令で規定されているとおりである。また財産区は独自に執行機関を有することが法令で禁じられている。財産区においては監査員であるとか、会計係や事務員などを選任することはできないとされ、さらに顧問と称する法定代理人、つまり弁護士も法令により選任することはできない。財産区には固有の執行機関は存在しない。従って財産区の財産の賃貸契

約を含めた管理処分を行う権限は青森県知事の承認を得た市町村長にあり、財産区を代表することとなっている。もし仮に財産区が被告として民事を提起されたり、あるいは原告として訴訟行為を遂行するのは、あくまでも管理者である市町村長であり、訴訟代理人を委任する権限は市町村長であり、「財産区の法律上の制約」そして宿川原財産区と大鰐町の関わりという私の指摘について、これに間違いはないのか否か、伺いたい。

また、関係書類の提出を命じる職務権限は行政にあり、これらの書類を手にした行政が調査の過程で刑事事案に該当するのではと思われる疑念が生じた場合は、その時点で行政は手を引き、以後の調査は司法の手に委ねるべきであろうと考えるが、これについて町長の考えを伺いたい。

答

① (町長)

宿川原地区の財産区内において、財産区議員の選任や監査委員の委嘱、顧問との契約などがされていたことは全く承知していない。

問

② 地方議員の兼職を禁じた法律「地方自治法第九十二条第二項」

には次のような定めがあり、普通地方公共団体の議員は、地方公共団体の議員を兼ねることはできないとされ、特別地方公共団体である財産区の議員を兼ねることはできないとされ、特別地方公共団体である財産区の議員もこれに含まれるということである。ところでこの法令の解釈について逐条地方自治法で次のように解説し、司法もこれと同じように判示している。ところでこの法律でいうところの「兼ねることができない」とは、同時に両方の身分を有することができないということであり既に公共団体の議員の職に就いているものは、その職を辞しない限り、新たに他の公共団体の議員の職に就任することはできない、というのがこの法律の主旨である。

公職選挙法第百三条第二項によると、普通地方公共団体の議会選挙において、当選の告知を受けた者は、その告知を受けた日の翌日を起算日とし、五日以内に選挙管理委員会にその職を辞した旨の届をしなければならぬとし、この届をしない時は当選を失うと

定めている。蔵館財産区、そして大鰐財産区は、宿川原財産区と全く違う財産区管理会であり、これに所属する方々は兼職に当たらない財産区管理委員であり、宿川原財産区の議会議員とはおかれている立場には大きな違いがあり、この点が極めて重要なことである。

大鰐町選挙管理委員長にお聞きしますが、昨年行われた大鰐町議会選挙の当選告知日は十二月四日の翌日の同月五日を期日として、兼職にあたる者が退職届を提出する期限は十二月十日である。

これについて何人からも当選の無効の異議申し立てが無かったとしても、事実を知った大鰐町選挙管理委員会、改めて当選無効の通達は法律上できうるものと考えてるが、この指摘に対して差し障りのない範囲でお答えを伺いたい。

本来であれば、本人が自らの意志で自発的に町議員職を辞すのが、今後の法手続きによらず、選管や町行政、そして町議会あるいはまた裁判所などの混乱を避ける為はもとより、何よりも本人にとっても大事なことを考え

る。しかし本人が頑なに辞職を拒否した場合、その一貫として、地方自治法第二百二十七条に基づき町議会が行え得る法手続きに「議員資格調査特別委員会」があり、この場で兼職議員に対して、その職を失わせしめる決定を下すことができるのであり、決定されたその日を以って直ちにその職を失うことが前記の法律第二百二十七条で示しているとおりである。これについて選挙管理委員長から考えを伺いたい。

答

② (選挙管理委員長)

先般の町議会議員一般選挙において、当選後五日以内に議員と兼ねることのできない職を辞した旨の届出をした者はいなかった。また、本件を対象とした異議の申出もなかったことから、「当選人」から「議員」としての身分になっており、以後は議員資格の問題であろうかと思う。よって、すでに選挙管理委員会の所管ではないものと認識している。

問

③ 昨年行われた町議会選挙の開票結果に関することであるが、ご自身で体験された町長選挙の結末

が、その後に行われた町議会選挙に対して尾を引き、大きな影響を与えたことは否定できない。このことについて町長の思いを伺いたい。

野党議員が選挙で大きく票を減らし、評価を下げたのは正に自明であり、当然のことであろう。私の述べた考えや厳しい指摘に対して、町長の思いを伺いたい。

これらの議員らが今以上に練度を上げ、研鑽を積み重ね、議員としての見識を高めるべきであり、それを怠るようではまったく話にならない。何よりも規範に反し、法条規令を守らず、その反抗的な態度を変えない限り、この町の発展にはただ邪魔なだけで、障害になる存在でしかないと考えるが、これについて町長のお考えをお伺いしたい。

答

③ (町長)

議員に関しての御指摘につきましては、私の意見は差し控えたいと思いますが、議会の御理解と御協力なくして、地域の課題解決と発展は成し得ないものと思いますので、今後もお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

る。

問

④ 前教育長の再任案を提出するのであれば否決するから取り下げると野党議員が町長に申入れたと聞いているがこれは事実なのか伺いたい。

私自身議員としての在任中、公式の場ではあるが前教育長には接して話も伺い、また学校関係者や父兄の方々、そして町民の皆さんから聞く限り、前教育長に対する評価はとても高く、再任を妨げるような事情は全くないと考えている。

さしたる理由も示さず教育長の再任を拒絶した野党議員の非常識な行動を端から見る限り、議員として本来あるべき姿、求められている職責職務から完全に逸脱しており、これを根底から無視、野党議員による政争ともいうべきで、これによつて大鰐行政はもとより、何よりも大多数の大鰐町民や教育関係者を敵に回したあからさまな挑戦であるというべきであろう。野党議員による教育長の再任否決である。

これらの指摘に対して、町長そして教育長の考えを伺いたい。

答

④ (町長)

前教育長の任期満了に伴う人事案について議会の理解が得られず、結果、教育委員会の責任者の不在期間を作ってしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っている。前田教育長には、本町の教育行政の発展と、子供たちの未来を形成するため、熱意と使命感をもって積極的に活動されることを大いに期待する。

答

④ (教育長)

御指摘の件につきましては、私からお話しできる事はございませんが、昨年の十一月二十九日から教育長を拝命いたしましたので、町教育行政の発展に貢献できるよう、教育長の職を全うしたいと考えている。

地域包括支援だより

認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して

認知症の患者数は高齢化の進行とともに増え続けており、2025年には国内で700万人にのぼると推計されています。これは65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるということです。国の統計によると、介護が必要になった主な原因で最も多いのが、認知症です。認知症は当町の介護予防を考える上でも重要課題の一つとなっており、決して他人事ではありません。

町では認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、下記の事業を実施します。

《おれんじカフェ》



認知症について知る、相談することができる場として実施しています。認知症の方やそのご家族だけではなく、認知症に関心のある方はどなたでも参加できます。

●令和5年度の開催予定

開催日 年6回	令和5年5月15日(月)、7月3日(月) 9月11日(月)、11月13日(月) 令和6年1月15日(月)、3月11日(月)
時 間	9時30分から11時30分まで
場 所	大鰐町総合福祉センター 1階ロビー

《認知症介護家族の集い》



認知症の方を介護されているご家族の交流を目的として開催しています。

※参加される場合は事前申し込みが必要です。

●令和5年度の開催予定

開催日 年4回	令和5年 6月2日(金)、10月6日(金) 12月1日(金) 令和6年 2月2日(金)
時 間	13時30分から15時まで
場 所	(6月・10月) 大鰐町中央公民館 3階研修室 (12月・2月) 大鰐町総合福祉センター 2階視聴覚室



おれんじカフェ・認知症介護家族の集いには認知症地域支援推進員が参加しています

認知症地域支援推進員とは

認知症の人やそのご家族が安心して暮らせるよう、認知症に関する事業の企画運営や医療・介護・地域を結びつけるなどの地域づくりに取り組んでおり、大鰐町では地域包括支援センターに配置されています。

認知症に関する事業や地域のなかで認知症について気になることがありましたら、大鰐町地域包括支援センター（保健福祉課地域包括支援係）までご相談ください。

■お問合せ

保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

特別な支援を要する家庭の自立支援のために

●児童扶養手当

1. 制度の概要

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

次のいずれかに該当する子どもの父又は母が当該子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が政令で定める障がいの状態である子ども
- ④父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子どもなど

※子どもが児童福祉施設に入所したときや、子どもが父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき等は対象になりません。

※所得制限があります。

3. 手当額

支給額（月額）		
第1子	全部支給	44,140円
	一部支給	44,130円～10,410円
第2子加算額	全部支給	10,420円
	一部支給	10,410円～5,210円
第3子以降加算額	全部支給	6,250円
	一部支給	6,240円～3,130円

※所得に応じて支給額が異なります。

4. 手当の支給について

1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分の手当が支払われます。

●ひとり親家庭等医療費助成事業

1. 制度の概要

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費は除く。）の助成をする制度です。

2. 支給対象

- ①母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳

に達した年度末まで）

- ②母及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円、薬局については自己負担はなし）

※所得制限があります。

●特別児童扶養手当

1. 制度の概要

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

政令で定める程度の障がいの状態にある子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

ただし、子どもが児童福祉施設などに入所しているときや、子どもが障がいを支給事由とする公的年金を受けられるときは、手当は支給されません。

※所得制限があります。

3. 手当額

支給額（月額）	
1級	53,700円
2級	35,760円

4. 手当の支給について

4、8、11月の年3回で、それぞれ支払月の前月分までの4か月分の手当が支払われます。

●障害児福祉手当

1. 制度の概要

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

2. 支給対象

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

3. 手当額

月額 15,220円

4. 手当の支給について

2、5、8、11月の年4回で、それぞれ支払月の前月分までの3か月分の手当が支払われます。

■お問合せ

保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

新生児の聴覚検査費用を助成します

新生児聴覚検査を受けましょう

生まれつき、耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、日本では1年間に約1,000人に1～2人とされています。聞こえにくさがないか早期に発見し、適切な療育を受けることで赤ちゃんのこことばやコミュニケーションの発達を促すことができます。

町では、赤ちゃんの聴覚検査費用を助成していますので、ぜひ検査を受けましょう。

●対象者 次のどちらにも当てはまる保護者の方

- ①令和5年4月1日以降に生まれた赤ちゃんがいる
- ②検査日に大鰐町に住民票がある（保護者、お子さまともに）

●対象検査

助成対象の検査は、次のいずれかの方法による初回検査および確認検査。ただし、生後6か月までに受けた検査。

- ・A B RまたはA A B R（聴性脳幹反応検査）
- ・O A E（耳音響放射検査）

●助成金額

初回検査及び確認検査に要した費用の全額

●申請方法

医療機関で検査を受け、費用を支払った後、保健福祉課健康推進係窓口にて申請してください。

申請に必要なもの

- ①大鰐町新生児聴覚検査費助成交付申請書
- ②検査の領収書や診療明細書の写し
- ③母子健康手帳の写し
- ④通帳またはキャッシュカードの写し

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

第31回青森県障害者スポーツ大会

●日程・会場

日程	競技名等	会場
令和5年 8月27日（日）	開会式・陸上 フライングディスク	新青森県総合運動公園 陸上競技場 同 補助陸上競技場
令和5年 9月 2日（土）	アーチェリー	新青森県総合運動公園 投てき・アーチェリー場
令和5年 9月 3日（日）	ソフトボール	青森市屋内グラウンド （盛運輸サンドーム）
令和5年 9月10日（日）	ボッチャ	青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館 体育館
令和5年 9月17日（日）	ボウリング	アオモリボウル
令和5年10月 8日（日）	水泳 卓球 バレーボール	新青森県総合運動公園 室内プール 同 サブアリーナ 同 メインアリーナ

※卓球競技のみ日程・会場変更の可能性あり。最終決定時期は4月下旬。

●参加資格 令和5年4月1日現在12歳以上で、

- ①身体障害者手帳を所持する者
- ②原則として愛護手帳を所持する知的障害者
- ③原則として精神障害者保健福祉手帳を所持する者

●参加費 無料（ボウリング競技のみゲーム代・貸しシューズ代が必要です）

●申込期間 令和5年5月8日（月）～6月16日（金）

●申込先 保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

■お問合せ

青森県障害者スポーツ大会実行委員会事務局（ねむのき会館内）

☎017・738・5033 ☎017・738・0745 ✉kenspo@nemunoki.jp

胃がんリスク検診（ピロリ菌等検査）を実施します

町では、胃がんの早期発見、早期治療のため、便検査で胃がんになる危険度がわかる「胃がんリスク検診」を実施しています。受診の結果、要精密検査と判定された方は、自己負担（保険診療）で胃内視鏡検査を受ける必要があります。

この検診は、**胃がんそのものを発見するための検診ではありません**が、胃の状態を把握してご自身の健康にお役立てください。

●対象

町内に住所を有する、20歳から74歳までの方
ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・既に胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）を受診したことがある方
- ・胃潰瘍や十二指腸潰瘍の治療を受けていて除菌予定の方
- ・既にピロリ菌除菌治療をした方
- ・胃の手術をしたことのある方

●実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月30日

●受診方法

町内4か所の医療機関に事前にお申込みください。

●検査内容 問診

便検査（便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査）

便の中にピロリ菌が存在しているかどうかを調べる検査です。ピロリ菌は人間の胃の粘膜に好んですみつき、胃潰瘍、十二指腸潰瘍や慢性萎縮性胃炎さらに胃がんを発症させる菌と考えられています。

●検査費 無料

※検査費用3,590円を全額町が負担しています。

●実施医療機関

医療機関名	連絡先
町立大鰐病院	☎48・2211
おおわに内科クリニック	☎47・7111
小山内医院	☎48・2415
ゆのかわら医院	☎47・6611

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

令和5年度婦人科検診・複合検診の申し込みはお済みですか

町では令和5年度婦人科検診・複合検診の申し込みを受け付けています。

令和5年3月号広報で検（健）診のお知らせをしておりましたが、まだ申し込みをされていない方は下記の方法で希望日の1週間前までに申し込みください。

<申し込み方法>

- ①保健福祉課8番窓口
- ②電話
- ③インターネット（24時間受付中）

右記二次元バーコードから申し込みください。

婦人科検診と6月・7月の複合検診を申し込まれた方には問診票等をお送りしていますが、まだ問診票等が届いていない方や、問診票が届いた方で日時の変更を希望される方はご連絡ください。

なお、11月の検診を申し込んだ方へは、11月上旬に問診票をお送りいたします。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係
☎55・7149（直通）



二次元バーコード

「じいの相談会」を 開設しています

大鰐町では、財産・金銭・相続・親子関係・食欲がない・眠れないなど気になっていることに対して、司法書士・精神保健福祉士・保健師による総合相談を年3回開設しています。秘密は厳守いたしますので気軽に相談ください。なお、相談に関しては無料ですが予約制となっておりますので、各月の相談会開催日の1週間前までに予約をお願いします。

●会場・日程

大鰐町総合福祉センター

令和5年6月16日（金）、10月13日（金）、令和6年1月26日（金）

●時間 9時30分～12時

※相談時間は1人40分程度、定員は相談会1回につき3名までとなっております。

●申込み

令和5年6月16日（金）開催の相談会の申し込みは、6月8日（木）締切です。

※申し込みは先着順とさせていただきます。

定員に達し次第受付を終了いたします。

■お問合せ 保健福祉課福祉係

☎55・6568（直通）



風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成のお知らせ

大鰐町では、妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に、風しん抗体検査を必須要件としワクチン接種費用の助成を行います。

●対象

大鰐町に住所がある方で、次のいずれかに該当する方が対象です。

ただし、妊娠中の方、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんに罹ったことがある方を除きます。

①妊娠を希望する49歳以下の女性及びその夫

②妊婦の夫

●費用 風しん抗体検査、ワクチン接種ともに無料

●手順

①保健福祉課へ事前に申請してください。対象者証明書を発行します。

②希望する医療機関に予約し、対象者証明書を持参して抗体検査を受けます。

③検査の結果、抗体価が低い方はワクチン接種（麻しん風しん混合ワクチン）を受けます。抗体価が高い方は接種不要です。

●実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月30日

●接種医療機関

医療機関名	連絡先
町立大鰐病院	☎48・2211
おおわに内科クリニック	☎47・7111
小山内医院	☎48・2415
ゆのかわら医院	☎47・6611

●その他

①申請時には、健康保険証や免許証等本人確認できる物をご持参ください。また、妊婦の夫の申請には、母子健康手帳もご持参ください。

②妊婦健診時に風しん抗体価検査が低かった方は、ワクチン接種の対象になりますので、お問い合わせください。

③妊婦及び妊娠している可能性のある女性は、この予防接種を受けることができません。

④抗体価が低くワクチン接種した方は、2か月は妊娠を避ける必要があります。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

高齢者の肺炎球菌予防接種を受けましょう

定期予防接種である高齢者の肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する感染症の80%を予防できると言われています。対象となる方には、個別にお知らせしておりますので、かかりつけ医や接種医療機関の医師に相談し、接種を受けましょう。

●対象

①令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）中に下記の年齢になる方

65歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日）

70歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日）

75歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日）

80歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日）

85歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日）

90歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日）

95歳（昭和3年4月2日～昭和4年4月1日）

100歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日）

②接種日における年齢が満60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に該当する方

●費用 町内医療機関は無料

その他の指定医療機関は、助成金額7,332円を超え

る場合は自己負担となりますので、医療機関にお支払いください。

●接種医療機関

町内医療機関、南黒医師会の医療機関、弘前市の一部の医療機関

●実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

●その他

すでに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は対象となりません。

※任意接種を受けられた方の把握ができないため、既に接種を受けていても通知が届く場合もあります。予めご了承ください。

新型コロナウイルスワクチン予防接種とは、2週間の間隔が必要です。
予約の際は、お気をつけください。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

住民生活課（年金）だより

●学生納付特例申請のお手続きについて

学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和5年度も在学予定の方に、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」（ターンアラウンド様式）を4月中に発送しました。お手続きが必要な方は忘れずに申請を行ってください。

今年度に20歳になる方や昨年度から変更がある方、今年度入学された方や過年度の分の申請を初めてご提出する方などは、通常の申請書に学生証のコピーまたは在学証明書等を添付して申請することになります。

令和2年2月から対象として申請が始まった、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除等の臨時特例手続きが下記の表のとおり終了を迎えます。

免除等の種類	終了時期
全額免除、納付猶予、一部免除	令和5年6月まで（令和4年度申請分）
学生納付特例	令和5年3月まで（令和4年度申請分）

終了時期を過ぎても免除等の申請書は、最長2年1か月前にさかのぼり提出することができます。

申請書は、役場住民生活課の国保年金係窓口・年金事務所で配布しています。また日本年金機構のホームページにてダウンロードによる取得が可能です。またマイナンバーカードをお持ちの方で、電子利用者登録を行っている場合には各種年金のお手続きもできます。

■お問合せ

弘前年金事務所 ☎27・1339（弘前年金事務所）
 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・05・1165（ナビダイヤル）
 役場住民生活課 ☎55・6563（直通）
 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

4月1日から施行 大鰐町犯罪被害者等支援条例を制定しました

町では犯罪被害にあわれた方の安心な暮らしを支援し、町民が安心して暮らすことができる社会の実現のため「大鰐町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

【相談や情報提供等の窓口】

犯罪被害にあった人や、その家族・遺族の不安や疑問などについて、総合的に相談できる窓口を設置しています。相談内容に応じ、被害にあった人の負担を軽減できるよう、適切な関係機関につなげたり、町の既存の制度を案内し、各種手続きに対応します。

【相談窓口】

窓口／電話番号	受付時間
住民生活課 ☎55・6563	平日の8時30分～17時
あおり被害者支援センター ☎017・721・0783	平日の9時～17時
県警察本部 警察安全相談室 ☎017・735・9110	24時間受付
黒石警察署 警察安全相談窓口 ☎52・2311	

【見舞金・助成金など】

名称／金額	内容など
遺族見舞金（30万円）	犯罪行為により亡くなった人の遺族を支援
重傷病見舞金（10万円）	犯罪行為により重傷病（療養が1ヶ月以上）を負った人を支援
心理相談料の助成（上限1万円／2回まで）	犯罪行為に起因して心理相談（カウンセリング）を受ける場合の費用を助成

いずれも令和5年4月1日以降に発生した犯罪の被害者等が対象です。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

国民健康保険税の算定方式が変わります

●令和5年度の当初賦課より、以下のとおり税率等を変更します

		現行	改正後	差額
医療分	所得割	7.00%	7.50%	0.50%増
	資産割	40.00%		廃止
	均等割	19,300円	20,000円	700円増
	平等割	30,000円	25,000円	5,000円減
後期支援分	所得割	2.90%	2.90%	変更なし
	資産割	5.00%		廃止
	均等割	9,800円	9,800円	変更なし
	平等割	9,800円	9,800円	変更なし
介護分	所得割	1.40%	2.80%	1.40%増
	資産割	5.00%		廃止
	均等割	9,800円	9,800円	変更なし
	平等割	9,800円	9,800円	変更なし

●資産割を廃止する主な理由

・町では昨年度まで「4方式（「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4つ）」を採用しておりましたが、県内の統一的運営方針により「資産割」を除く「3方式」へ移行する必要があるため、令和5年度課税分より「3方式」とすることとなったため。

・後期高齢者医療制度など他の健康保険では資産に応じて課税する制度はなく、不均衡感があるため。

※この税率変更により、前年と所得が変わらない場合でも、保険税が増減する場合があります。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

令和5年度大鰐町「二十歳の集い（はたちのつどい）」について

大鰐町では満20歳になる年度において「二十歳の集い」を開催し成人をお祝いします。

令和5年度（令和5年8月12日に開催予定）の対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、

- ①大鰐町在住
 - ②平成27年度大鰐小学校卒業生
 - ③大鰐町出身者
- に該当される方です。



■お問合せ

教育委員会学務生涯学習課（中央公民館内）

☎48・3201

人権擁護委員を紹介します

令和5年4月1日付けで、山本孝一氏が新たに人権擁護委員に委嘱されましたのでご紹介します。

【人権擁護委員とは】

地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えの下、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動が無報酬で行っています。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

おらせ

住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、**「印鑑登録証（カード）」**がなければ交付ができませんのでご注意ください。

●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】

スマートフォン



電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。

●インターネットからのご予約
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP…「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎55・6563（直通）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方々にお知らせです～

●令和5年度保険料の軽減措置について

保険料は、均等割額（被保険者全員が納める額）と所得割額（所得に応じて納める額）の合計です。次の方は保険料が軽減されます。

（１）所得が少ない方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。その要件が次のとおり変わりました。

令和4年度		令和5年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×（年金・給与所得者等の数－1）以下	7割	43万円+10万円×（年金・給与所得者等の数－1）以下	7割
43万円+（28.5万円×被保険者の数）+（10万円×年金・給与所得者等の数－1）以下	5割	43万円+（ 29万円 ×被保険者の数）+（10万円×年金・給与所得者等の数－1）以下	5割
43万円+（52万円×被保険者の数）+（10万円×年金・給与所得者等の数－1）以下	2割	43万円+（ 53.5万円 ×被保険者の数）+（10万円×年金・給与所得者等の数－1）以下	2割

（２）被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。（資格取得後2年間）
※世帯の所得が少ない方は、7割軽減が受けられます。
 - ・所得割額の負担が免除されます。
- 令和5年度保険料に関する通知書は、7月にお届けします。

●交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

■お問合せ

・住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通） ・青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●忘れずに所得の申告をしましょう！

国民健康保険税や医療機関に支払う自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額は、前年の所得をもとに決められますので、必ず世帯**全員**が所得の申告を行ってください。

世帯の中に一人でも未申告者がいると、国民健康保険税の税額や高額療養費の自己負担限度額等が正しく計算されませんので、必ず申告をしてくださるようお願いいたします。

※所得がない方もその旨を申告してください。

●医療費通知の発送について

医療機関で受診した医療費の金額をお知らせするた

め、国民健康保険に加入されている世帯へ、「国保の医療費のお知らせ」を偶数月に発送しております。

医療費通知は、医療機関からの請求書（診療報酬明細書）を元に作成されており、審査や点検に時間を要します。また、医療機関からの請求が遅れている場合は、医療費通知に記載されないことがあります。

なお、医療費通知の再交付はしておりませんので、大切に保管してくださるようお願いいたします。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

結婚新生活支援事業補助金のご案内

町では、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、婚姻に伴う新生活に係る費用（住宅費、引越し費用、リフォーム費）の支援をします。

●募集期間

令和5年4月3日（月）～令和6年3月29日（金）
※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

【受付時間 8時15分～17時（土日祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）】

●対象者

令和5年3月1日以降に婚姻した夫婦で、年齢39歳以下、世帯所得500万円未満の者

●対象費用

令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に支払った次の費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越しに伴う引越業者や運送業者に支払った引越費用
- ・結婚を機に新たに住宅をリフォームする際のリフォーム業者に支払った費用

※倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

●補助（限度）額

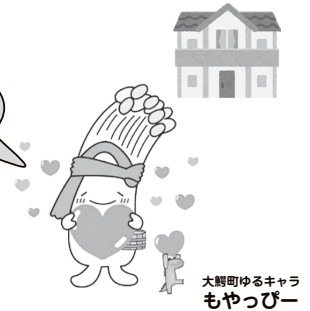
・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円

・その他の世帯の場合、1世帯あたり上限30万円

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

さらに申請しやすくなりました！
お気軽にお問い合わせください！



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

■お問合せ

企画観光課企画係 ☎ 55・6561（直通）

災害情報を入手し、早めの準備、安全行動を！

【防災行政無線】

災害発生が予想される場合や大規模火災情報は、屋外スピーカーにより、避難情報などを一斉に放送します。

聞き取れないときは、窓を開けて聞くか、屋外に出て聞き取る行動をしてください。

▽電話応答サービス

放送内容が聞き取れなかったり、放送内容をもう一度確認したい時は、24時間以内に放送した内容を、次の電話番号で確認できます。

☎ 48・3539



●町ホームページと他団体のホームページ

大鰐町防災あじゅらメールのほか、町ホームページにも避難情報等の内容をお知らせします。また、青森県や気象庁等もインターネット上に様々な情報を発信しています。気象情報等を入手して事前準備等に活かしましょう。

▷大鰐町ホームページ <http://www.town.owani.lg.jp>

▷青森県防災ホームページ <http://www.bousai.pref.aomori.jp>

▷青森県河川砂防情報提供システム <http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp>

▷気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>

■お問合せ 総務課消防防災係 電話48・2111（代）

【大鰐町防災あじゅらメール】

大鰐町では、町民に対し、防災情報をはじめ、町のイベントや農業等の様々な情報をメール配信しています。

次の登録用アドレスにアクセスし、空メールを送信すると、登録用のメールが返信されてきます。画面の指示に従い必要事項を入力すると、登録することができます。

<https://bosai.town.owani.lg.jp/mailexend.php>

【大鰐町防災あじゅらメール <https://bosai.town.owani.lg.jp/>】



空き店舗等活用創業支援事業補助金のご案内

町では、空き店舗等の活用による創業の促進や商業の振興、地域経済の活性化を図るため、空き店舗等において事業を開始する方に対して、「空き店舗等活用創業支援事業補助金」を交付します。

(※空き店舗：1か月以上使用されていない空き店舗、空き事務所または空き家など)

●募集期間

令和5年5月8日(月)～令和5年12月28日(木)

※予算が無くなり次第、終了となります。(先着順)

【受付時間：8時15分～17時(土日祝日を除く)】

●対象者要件

下記要件等を満たす個人または法人

- ・事業に必要な資格や許認可等を取得する見込みがあること
- ・事業を開始しようとする空き店舗等において、2年以上継続して営業する意思を有すること
- ・営業時間が通年及び週4日以上であり、かつ営業時間が1日5時間以上であること
- ・空き店舗等の所有者と申請者との関係が同一世帯または生計を一にする者若しくは2親等以内の親族でないこと
- ・既に町内の店舗に出店している申請者が空き店舗等に出店する場合、町内の当該店舗が空き店舗とならないこと 等

●対象事業

都市計画法に規定する市街化区域内において、空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業その他町長が認める事業。

●補助対象経費

- ①外装・内装工事費、設備(水道、電気、ガス、空調)工事費、付帯工事費及び設計費
- ②補助対象者が自ら店舗改修を行う場合の資材等の購入費

●補助率

補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)

●上限額

- ①令和4年10月1日以降に本町に転入した個人または本町に本店を移転した法人・・・**上限100万円**
- ②現在町外に住所を有している個人または本店を有している法人で、実績報告書の提出期限までに本町に転入または本店を移転する予定のもの・・・**上限100万円**
- ③上記以外のもの・・・**上限50万円**

■お問合せ

企画観光課観光商工係 ☎55・6561(直通)

空家に関する費用を補助します

町では空家を所有されている方に対し、「空家の利活用」・「危険空家の解体」を目的とした各種補助事業を実施します。

【空き家の家財道具処分費補助金及び空家の賃貸借に必要なリフォーム費用補助金】

●補助対象建築物

- ・大鰐町に存在する建築物
- ・弘前圏域空き家・空き地バンクに2年以上登録できる建築物
- ・リフォームする場合は、改修を行い、貸し出す建築物

●補助額及び限度額

補助内容により異なりますので役場建設課までお問い合わせください。

※特定空家に判定された空家等の家財道具撤去補助・リフォーム補助につきましては補助の対象外となりますのでご了承ください。

【特定空家除却費用補助金】

●補助対象建築物

- ・大鰐町に存在する個人が所有する建築物であること
- ・町から特定空家と判定された空家であること

●補助額及び限度額

補助対象経費の50%以内とし、30万円を上限とします。

●申請受付期間

令和5年6月1日(木)～12月28日(木)

8時15分～17時

※先着順となります。

・補助は令和6年3月29日(金)までに完了するものが対象となります。

◎これらの補助を受けたい方

まず役場建設課☎55・6594へご相談ください。詳しい内容等をご説明します。

【よくあるご質問】

Q1 これから空家になりますが補助は受けられますか？

A1 これから空家になる建築物も対象となります。

Q2 弘前圏域空き家・空き地バンクとは何ですか？

A2 弘前市を中心とした市町村で構成される空き地・空き家を有効に利用するために情報を提供する制度です。

Q3 県外に住んでいますが大鰐町に空家をもっています。補助は受けられますか？

A3 受けることができます。ご連絡いただければご説明の上、書類をお送りします。

■お問合せ・お申込み

建設課 ☎55・6594(直通)

町内企業の資金調達を応援します！

町では、町内企業の事業継続・資金調達を支援するため、各種制度の融資を受ける際に支払う信用保証料の一部を予算の範囲内で補助しています。

●大鰐町特別保証制度

<一般的な事業資金を必要としている方>

小口資金	
目的	事業資金の保証を行い、企業経営の安定を図る
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は主な事業所を有すること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき1,250万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	7年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
貸付利率	年1.9%以内
信用保証料	保証料の50%を町が補給

<一般的な事業資金を必要としている方>

事業活性化資金	
目的	経営の安定と事業の活性化を図り、地元産業の振興に期する
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・町内に住所又は主な事業所を有すること ・町税等の滞納がないこと
資金使途	運転・設備資金
貸付金額	1企業につき2千万円以内
保証期間 (うち、据置期間)	10年以内 (運転資金：6か月以内／設備資金：1年以内)
貸付利率	年1.9%以内
信用保証料	保証料の50%を町が補給

●青森県・大鰐町連携融資制度

<町内で創業する方>

「選ばれる青森」への挑戦資金	
目的	創業に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を利用し、創業する事業に対し融資を受けていること。 ・町内に住所又は主な事業所を有する(又は予定である)こと等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年以内(2年以内) 設備資金15年以内(3年以内)
融資利率	原則 年1.1%
信用保証料	県による保証料の30%補給後の保証料を町が全額補助

<新型コロナウイルスの影響や災害等により
経営の安定に支障を生じている方>

経営安定化サポート資金(災害枠)	
目的	売上の減少等により資金繰りが悪化している中小企業者の経営安定を図る
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度を利用し、融資を受けていること ・町内に住所又は主な事業所を有すること等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	3千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)
融資利率	原則 年0.9%～1.1%
信用保証料	県による保証料の30%補給後の保証料を町が全額補助

<一般的な事業資金を必要としている方>

小口資金	
目的	事業活動に必要な資金の融資を行う
対象者	次の要件を満たす中小企業者 ・青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を利用し、融資を受けていること ・町内に住所又は主な事業所を有すること等
資金使途	運転・設備資金
融資金額	1千万円以内
融資期間 (うち、据置期間)	運転資金10年以内(2年以内) 設備資金15年以内(3年以内)
融資利率	取扱金融機関所定利率から年0.3%引き下げた利率(上限 年2.0%)
信用保証料	保証料の70%を町が補助



大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー

■お問合せ

・大鰐町特別保証制度に関すること

企画観光課観光商工係 ☎55・6561(直通)

・青森県・大鰐町連携融資制度に関すること

青森県商工政策課 ☎017・734・9368(直通)

【令和5年度 住民参加型まちづくり事業 2次募集】

住民団体が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します！

住民団体が主体的に取り組む新たなまちづくり・地域づくり活動に対し、予算の範囲内において資金助成等によって支援します。

令和5年度は、これまでの「一般部門」に加え、「スタート部門」を新設します。「まちづくり活動を始めてみたいけど、人前でプレゼンテーションするのはちょっと・・・」という方は、ぜひ「スタート部門」から始めてみてはいかがでしょうか。

●対象事業

地域の課題解決や活性化を目的に実施する公益性のある事業など。

●対象となる経費

対象事業を実施するために直接必要な経費で、次に定める項目とします。

項 目	対象となる経費
講師等謝礼	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝礼等
交通費	講師等への交通費、宿泊費
消耗品費及び原材料費	補助事業の実施に直接必要な消耗品費・原材料費
燃料費	作業等に必要な機材・車両等の燃料費
印刷製本費	ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など
通信運搬費	周知・連絡等に要する郵便料等
保険料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の借上料

項 目	対象となる経費
備品購入費	補助事業の実施に直接必要な備品購入費 ※「スタート部門」においては対象外となります。
その他	審議会の意見を聴いて町長が必要と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査

●補助金の額

【一般部門】

補助対象経費合計額又は50万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

【スタート部門】

補助対象経費合計額又は20万円のいずれか低い額以内の額（千円未満切り捨て）

●募集期間及び事業の実施期間

▶募集期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

▶プレゼンテーション及び書類審査（スタート部門は書類審査のみ）

令和5年7月下旬

▶事業の実施期間

令和5年9月1日～令和6年3月31日

募集要項、選考方法等詳細については、下記へお問合せください。

■お問合せ・申込先

企画観光課企画係 ☎55・6561（直通）

保護司を募集しています

「保護司」とは

保護司は、民間のボランティアですが、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司の仕事は、罪を犯した人たちの立ち直りを地域で支える活動です。罪を犯した人々が社会復帰できるような保護観察を行うほか、住居や就職先などの居住環境の調整及び相談並びに青少年の非行防止などの啓発活動を行っています。

■お問合せ 青森保護観察所

（〒030-0861 青森市長島1丁目3番25号 青森法務総合庁舎）
☎017-776-6419

募集中！

令和5年度大鰐町移住・子育て住宅支援事業補助金のご案内

町では、住宅の新築、建売又は中古住宅の購入及び住宅のリフォーム（修繕、増改築工事等）をされる移住者又は子育て世帯の方に対して、その経費の一部を補助します。

●募集期間

令和5年5月8日（月）～令和5年12月28日（木）
（受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日を除く））※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

●補助対象住宅

町内にあり、自己が所有し居住する住宅（新築・建売・中古（※空き家含む））

▼必須要件▼

- ・新築及びリフォームの場合は着工前、購入の場合は売買契約前に申請すること
- ・新築又は購入の場合、実績報告までに所有権保存登記が完了した住宅であること
- ・住宅の延べ床面積75㎡以上で、居住用部分が全体面積の2分の1以上であること
- ・新築又は購入に係る契約の相手先は、補助対象者の3親等以内の親族でないこと

●補助対象工事及び補助（限度）額

	新築又は建売、中古住宅の購入 （※費用が500万円以上（税抜）であること）	リフォーム （※費用が30万円以上（税抜）であること）
移住者	補助対象経費の3%（上限100万円）	補助対象経費の30% （上限30万円 空き家の場合は上限50万円）
子育て世帯	補助対象経費の3%（上限50万円）	

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助金の交付決定後に工事に着手することとし、又、完了日から30日以内又は令和6年3月29日までのいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要があります。

※リフォームのみ町内施工業者による工事に限ります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

まずはご相談ください！

■お問合せ 企画観光課移住定住促進係 ☎55・6561（直通）

第46回大鰐温泉つつじまつり 期間／令和5年5月20日（土）～5月24日（水）

茶臼山公園は明治30年頃までは桜の名所として町民に親しまれていましたが、今ではつつじが植えられ「俳句の小径」等と相まって町内外の人々が、たくさん訪れるようになりました。

つつじまつりが開催されるようになり、今年で46回目を迎えました。

楽しいイベントも御用意いたしております。約1万5千本のつつじも、皆さんをお待ちいたしております。どうぞお誘いあわせのうえ、おいでくださいますようお願い申し上げます。

御協賛、御協力くださいました多くの方には心より感謝申し上げます。

（大鰐温泉観光協会 会長）

「どこからも岩木山見え花林檎」 手古奈

◎茶臼山公園での催し物

大鰐温泉つつじまつり本部

（5月20日～5月24日 9時～16時）

月 日	時 間	内 容	場 所
5月20日（土）	10時30分	開会式	茶臼山公園 山頂広場
	引き続き	大鰐中学校吹奏楽部演奏	
	13時00分	大鰐保育園和太鼓演奏	茶臼山公園 中間広場
	14時00分	認定こども園おおに文化幼稚園 あじゃら東分園鼓隊演奏	
	15時00分	大鰐小学校マーチングバンド演奏	
5月21日（日）	12時00分	桂 ゆり 歌謡ショー	茶臼山公園 中間広場
	13時00分	木田 俊之 歌謡ショー	
まつり期間中	9時00分 ～ 16時00分	地元団体・商店売店 お茶席	茶臼山公園 中間広場

◎その他の会場での催し物

月 日	時 間	内 容	場 所
5月20日（土）	9時00分	第11回大鰐温泉つつじまつりグ ラウンドゴルフ交歓大会	あじゃらグラウンド ゴルフ場
	13時00分	第30回増田手古奈記念大鰐温泉 俳句大会	地域交流センター 「鰐 come」

◎天候その他により、イベント内容・時間及び開催場所を変更する場合があります。

◎中間広場ステージを無料でお貸しします。カラオケ、芸能、バンド演奏、パフォーマンス等電源使用も無料です。
音響機器と音源（CD・テープ等）はご持参ください。

日時：5月22日・23日・24日（12時～15時）

※ご利用の際は事前にまつり本部への届出をお願いします。

■お問合せ 大鰐温泉観光協会事務局（役場企画観光課内）☎55・6561（直通）

令和4年度大鰐町教育委員会 顕彰式が行われました

令和4年度大鰐町教育委員会顕彰式が3月20日、大鰐町中央公民館で開かれ、文化やスポーツで功績を残した25人、1団体が表彰されました。
受賞者は次のとおりです。

●退職教職員賞表彰

【貢献賞】

▼石澤成文（大鰐町立大鰐中学校校長退職 累計管内在職期間4年）

【感謝状】

▼太田真由美（大鰐町立大鰐小学校教諭退職 累計管内在職期間4年）

●大鰐町スポーツ賞表彰

【スポーツ賞】 高校生の部

▼佐藤冴彪（東奥義塾高等学校）

・特別国民体育大会冬季大会スキー競技会いわて八幡平白銀国体少年男子4×10kmリレー 7位

▼福土愛香（東奥義塾高等学校）

・令和4年度全国高等学校総合体育大会第72回全国高等学校スキー大会女子

5kmフリー競技 9位 女子5kmクラシカル競技 5位

・特別国民体育大会冬季大会スキー競技会いわて八幡平白銀国体少年女子5kmクラシカル競技 8位

【スポーツ奨励賞】 一般・高校生の部

▼平田翔斗（専修大学）

・特別国民体育大会冬季大会スキー競技会いわて八幡平白銀国体成年男子A 10kmクラシカル 出場 成年男子4×10kmリレー 出場

▼成田有梨亜（柴田学園高等学校）

・第53回女子東北高等学校ソフトボール選手権大会 第3位

・第17回東北高等学校女子ソフトボール選抜大会 第3位

▼山口大輝（東奥義塾高等学校）

・特別国民体育大会冬季大会スキー競技会いわて八幡平白銀国体少年男子10kmクラシカル 出場

●学校教育活動表彰

【学校文化賞】 小学校・個人の部

▼葛西日彩（大鰐小学校）

・第45回（令和4年度）J A 共済青森県小・中学生交通安全ポスターコン

クール 最優秀賞

・第51回（令和4年度）J A 共済全国小・中学生交通安全ポスターコンクール 家の光協会会長賞

小学校・団体の部

・全日本小学生バンドフェスティバル第41回青森県大会 金賞

・第45回マーチングバンドバトントワリング青森県大会マーチングバンド部門 優秀賞

・第51回マーチングバンドバトントワリング東北大会 銀賞

▼澤田新 ▼片山日菜

▼佐々木虎之助 ▼行方翠

▼齋藤逞斗 ▼三浦大守

▼大平暖乃 ▼後藤彩貴

【学校スポーツ賞】

小学校・個人の部

▼佐藤晟真（大鰐小学校）

・岩木青少年スポーツセンタージュニアクロスカントリースキー大会リレー小学校の部 第1位

▼瀬川絢音（大鰐小学校）

・第17回青森県小学生バドミントン選手権大会女子A 優勝

・第23回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会青森県予選会女子A 優勝

・第23回青森県小学生バドミントン選手権大会6年生以下女子単 優勝

▼山田琴都（大鰐小学校）

・岩木青少年スポーツセンタージュニアクロスカントリースキー大会リレー小学校の部 第1位

・あじやら学童スキー大会クロスカントリースキー競技6年女子3km 優勝

▼佐々木琉（大鰐小学校）

・岩木青少年スポーツセンタージュニアクロスカントリースキー大会リレー小学校の部 第1位

▼畑中夢叶（大鰐小学校）

・第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会青森県予選会 優勝

・第13回東日本小学生男女ソフトボール大会 リーグ第1位

▼山口隆之介（大鰐小学校）

・第17回青森県小学生バドミントン選手権大会男子B 優勝

・第23回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会青森県予選会男子B 優勝

・第33回青森県小学生バドミントン選

手権大会4年生以下男子単 優勝

▼福田磨優（大鰐小学校）

・岩木青少年スポーツセンタージュニアクロスカントリースキー大会小学3年男子 第1位

・2023青森県ジュニアクロスカントリースキー大会小学生男子3年生、3km 第1位

・第53回青森県小学生スキー大会男子距離競技3年生の部 第1位

・あじやら学童スキー大会クロスカントリースキー競技3年男子3km 優勝

▼畑中優那（大鰐小学校）

・第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会青森県予選会 優勝

・第13回東日本小学生男女ソフトボール大会 リーグ第1位

▼畑中梨那（大鰐小学校）

・第16回春季全日本小学生女子ソフトボール大会青森県予選会 優勝

・第13回東日本小学生男女ソフトボール大会 リーグ第1位

▼佐藤結菜（大鰐小学校）

・第27回津軽南地区小学生陸上競技記録会1年生女子100m 第1位

・第12回南地方小・中学生陸上競技秋季記録会 第1位

中学校・個人の部

▼幸山華子（大鰐中学校）

・第59回東北中学校スキー大会女子スベシャルジャンプ 第6位 女子ノルディックコンバインド 第5位

▼外崎優芽（大鰐中学校）

・第72回青森県中学校体育大会冬季スキー競技大会女子クロスカントリースキー 第1位

・第59回東北中学校スキー大会女子クロスカントリースキー3kmフリー 第6位

女子クロスカントリースキー3kmクラシカル 第6位 女子クロスカントリースキーリレー 第1位

・第60回全国中学校スキー大会女子クロスカントリースキーリレー 第5位

▼長利菜々美（大鰐中学校）

・第73回青森県中学校体育大会冬季スキー競技大会女子クロスカントリースキー 第1位

・第59回東北中学校スキー大会女子クロスカントリースキー3kmクラシカル 第8位

女子クロスカントリースキーリレー 第1位

・第60回全国中学校スキー大会女子クロスカントリースキーリレー 第5位

▼木田陸仁（大鰐中学校）

・第34回青森県中学校新人陸上競技選

手権大会男子2年1500m 第1位

▼須藤快（大鰐中学校）

・第60回全国中学校スキー大会男子クロスカントリースキーリレー 第8位

▼間形侑那（大鰐中学校）

・第68回全日本中学校通信陸上競技青森大会女子1年1500m 第1位

▼山口真央（大鰐中学校）

・第73回青森県中学校体育大会冬季スキー競技大会女子クロスカントリースキーリレー 第1位

・第59回東北中学校スキー大会女子クロスカントリースキーリレー 第1位



■後列左から 成田教育委員・山口さん・佐藤さん・福士さん・貴田教育委員・山口教育委員
■前列左から 石澤校長・山田町長・前田教育長・須藤議長・太田教諭

町職員の

人事異動

(令和5年4月1日付)

▼氏名／発令事由／旧所属／備考

(出向、配置換に伴い旧職は解かれたものとする)

●課長級

▼山口文博／総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)／議会事務局長、監査委員書記併任

▼奈良岡学／建設課長／建設課長／建設課長補佐事務取扱を解く

▼森山雄一朗／会計管理者／会計管理者／会計課長補佐、会計係長事務取扱

▼長利清永／議会事務局長、監査委員書記併任／税務課長

▼渡邊英晃／税務課長／総務課副参事

▼佐藤由実子／保健福祉課副参事／保健福祉課長補佐／保健師業務担当を解く

▼太田靖子／教育委員会学務生涯学習課副参事／教育委員会学務生涯学習課長補佐

●課長補佐級

▼岩澤佳都／企画観光課長補佐／企画観光課長補佐／企画係長事務取扱を解く

▼須藤喜代子／税務課長補佐／税務課長補佐／収納係長事務取扱を解く・資産係係長事務取扱

▼齋藤孝嗣／農林課長補佐、農業委員会事務局次長併任／農林課長補佐、農業委員会事務局次長併任／農政農務係長事務取扱を解く・土地改良係長事務取扱

▼北山しのぶ／町立大鰐病院事務次長／町立大鰐病院事務次長／医事係長事務取扱

▼原子慶隆／総務課長補佐、選挙管理委員会事務局書記併任／総務課主幹、選挙管理委員会事務局書記併任

▼三浦政宣／総務課長補佐／保健福祉課主幹

▼福田和光／建設課長補佐／建設課主幹／都市計画係長事務取扱を解く・下水道係長事務取扱

●主幹・係長・主任主査

▼白川紀子／保健福祉課主幹／町立大鰐病院医事係長／福祉係長事務取扱

▼三浦直樹／企画観光課企画係長、観光商工係長兼務／建設課下水道係長

▼三浦朋代／企画観光課管財係長、温泉係長兼務／企画観光課管財係長、観光商工係長、温泉係長兼務

▼齋藤亮子／税務課収納係長／議会事務局係長、監査委員書記併任

▼山田翔太／農林課農政農務係長、林政係長兼務／農林課林政係長、土地改良係長兼務

▼原子心一／建設課建築係長、都市計画係長兼務／建設課建築係長

▼水木真喜子／議会事務局係長、監査委員書記併任／税務課資産税係長

▼三上翔平／総務課財政係長／総務課主査

▼小野ゆき子／教育委員会学校給食センター主任主査／保健福祉課主任主査

●主査級

▼佐々木祥宇／総務課主査／総務課主査(青森県実務研修)

▼須藤大典／総務課主査／企画観光課主査

▼吹田幹佳／総務課主査／住民生活課主査

主査

▼澁谷早希／住民生活課主査／保健福祉課主査

▼齋藤修一郎／保健福祉課主査／総務課主査

▼関光太／総務課主査／総務課主事

▼菊池志歩／総務課付(津軽広域連合派遣)／総務課付(津軽広域連合派遣)

▼八木橋幸洋／企画観光課主査／総務課主事

▼間宮直人／税務課主査／税務課主事

▼貴田さくら／税務課主査／税務課主事

▼小枝翔／住民生活課主査／住民生活課主事

▼花岡美来／農林課主査・農業委員会事務局主査併任／農林課主事・農業委員会事務局主事併任

▼工藤慶／議会事務局主査、監査委員書記併任／議会事務局主事、監査委員書記併任

▼八木澤泰暁／教育委員会学務生涯学習課主査、中央公民館主査、国民スポーツ大会準備室主査兼務／教育委員会学務生涯学習課主事、中央公民館主事兼務

●主事級

- ▼長利ひかる／総務課主事（青森県実務研修）／住民生活課主事
- ▼桑野太耀／総務課付（久吉ダム水道企業団派遣）／総務課付（久吉ダム水道企業団派遣）／期間更新
- ▼千葉真子／総務課付／保健福祉課保健師
- ▼神優作／保健福祉課主事／住民生活課主事

●新採用

- ▼山崎未空／住民生活課主事
- ▼佐々木佳子／保健福祉課保健師
- ▼佐藤海斗／建設課技師
- ▼山田由佳／会計課主事
- ▼最上耕吉／町立大鰐病院主事

●退職者（令和5年3月31日付）

- ▼木田昭人／定年退職／総務課付（久吉ダム水道企業団派遣）
- ▼齋藤亜紀／早期退職／総務課長補佐
- ▼野呂裕子／早期退職／会計課課長補佐
- ▼高橋由美／普通退職／企画観光課主査

●暫定再任用（短時間勤務・令和5年4月1日付）

- ▼三橋冬樹／総務課専門員
- ▼澤田政三／総務課専門員、選挙管理委員会専門員併任
- ▼加川康久／企画観光課専門員
- ▼山口博之／住民生活課専門員
- ▼福土剛／住民生活課専門員／農林課専門員、農業委員会事務局専門員併任
- ▼澤田典子／保健福祉課保健師
- ▼木田昭人／農林課専門員、農業委員会事務局専門員併任
- ▼石郷成人／会計課専門員
- ▼三橋真紀子／町立大鰐病院専門員
- ▼成田勝治／町立大鰐病院専門員／企画観光課専門員

●再任用任期満了（令和5年3月31日）

- ▼竹内勝治／農林課専門員
- ▼小川行造／教育委員会学校給食センター専門員
- ▼山中光弘／建設課専門員

県民駅伝選手選考会を実施します

今年の県民駅伝は9月3日（日）に開催される予定となっております。

出場選手を選考するための選考会を次のとおり実施します。

選考会についての問い合わせは、事務局までお願いします。

●日時

【第一回選考会】令和5年6月3日（土）

午前9時集合

【第二回選考会】令和5年6月24日（土）

午前9時集合

●対象

一般男子（高校生以上）及び一般女子（中学生以上）

※小、中学生については、各学校へ通知しております。

●場所

雨池スキーコミュニティセンター

●参加資格

次のいずれかに該当する方とします。

- ・大鰐町民 ・大鰐町内事業所勤務者
- ・大鰐町内の小・中学校卒業者

●選考方法

選考会でのタイムを参考に選考

一般男子（高校生以上） 5、000

メートル

一般女子（中学生以上） 3、000

メートル

青森県民駅伝競走大会大鰐町実行委員会事務局（町中央公民館内）

☎ 48・3201



令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を！

●とき

【第1回】6月28日（水）・29日（木）

▶ 1日目…9時30分～16時10分

▶ 2日目…9時30分～16時20分

（2日間の受講が必要です。）

●ところ

岩木文化センターあそべる「1階ホール」（弘前市賀田一丁目18番地4）

●定員 100名

●申込み

第1回 5月22日（月）から26日（金）

消防本部予防課が最寄りの消防署・分署で受付します。なお、申し込み受付期間内であっても定員になり次第、受付を終了いたします。

●受講料

講習料は無料ですが、事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページでも見ることができますのでご覧ください。

(<https://www.hirosakifd.jp>)

●その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、講習会はマスクの着用をお願い致します。なお、感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止や日程変更の可能性あります。



■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104

危険物安全週間

「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」

（令和5年度危険物安全週間推進標語）

6月4日（日）～10日（土）は危険物安全週間です。

今日、石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。

しかし、近年、全国的に危険物を取り扱う際の事故が増加傾向にあります。事故の原因は、誤った取り扱いやうっかりミスなどの人的要因がほとんどです。危険物を取り扱うときは、安全を再確認するように心掛けましょう。

消防本部では、危険物安全週間期間中、危険物関係事業所の消防訓練や立入検査などを実施します。（内容の変更や中止となる場合があります。）



■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎32・5104

■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和5年3月末現在）

	令和5年	前年比
火 災	1 件	± 0 件
救 急	109件	+ 1 件



ここで咲く あなたの正義

警察官 A（大卒）及び警察行政（大卒程度）を募集します！

●受験資格等

受験職種	採用予定人員	受験資格
警察官 A（大卒）	未定	・平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学卒業見込みの者
警察官 A（大卒・武道指導）	未定	・平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学卒業見込みの者 ・柔道3段以上（講道館認定）又は剣道3段以上（全日本剣道連盟認定） ・武道指導で第1次試験が不合格になっても、申込時に警察官 A の併願を希望し合格点に達している場合、警察官 A の第2次試験に進むことができます。
警察行政（大卒程度）	未定	・平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ・平成14年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和6年3月31日までに大学卒業見込みの者

●受付期間など

【警察官 A】

受付期間 5月8日（月）～6月16日（金）

第一次試験 7月9日（日） 青森市／八戸市／弘前市／さいたま市

【警察行政】

受付期間 5月8日（金）～5月26日（金）

第一次試験 6月18日（日） 青森市／東京都

■受験手続及び案内、その他のお問合せ

【警察官 A】

青森県警察本部警務課人事・採用係

☎0120・337・314

青森県警察 HP (https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo_index.html)

【警察行政】

青森県人事委員会事務局任用担当

☎017・734・9829

春の全国交通安全運動のお知らせ

●期間 令和5年5月11日（木）～20日（土）の10日間

【運動の重点】

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特殊詐欺の被害をなくそう！

●青森県内の特殊詐欺発生状況

令和5年2月末現在の特殊詐欺の認知件数は11件（前年比＋8件）、被害金額は約2,808万円（前年比＋約878万円）です。

●架空料金請求詐欺

- ①サイト未納料金名目
- ②パソコンのウイルス除去費用名目 など

◆◇「未納料金」「保険料の還付」「ウイルス感染」は詐欺のキーワード！要注意！！◆◇

身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や最寄りの警察署、交番・駐在所にご相談ください。

警察相談専用電話 #9110または017・735・9110

山菜採りの遭難をなくそう

令和4年の山菜採りにおける遭難発生状況は、発生件数21件（前年比＋8件）、遭難者23人（前年比＋8人）、死者0人（前年比－3人）となっております。

【令和4年の春の山菜採り遭難の特徴】

- ①タケノコ採りの遭難が最も多い
- ②山菜採りの遭難は高齢者が大部分を占める
- ③道迷いが圧倒的に多い

【遭難防止のためのアドバイス】

●山に出かける前に・・・

▶体調を確認し、2人以上で出かける。 ▶天気予報を確認し、家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせておく。 ▶入山場所の地形を地図などで確認する。 ▶携帯電話や食料等、必要な装備を持つ。

●山に入るとき、山に入ったら・・・

▶携帯電話は車に置かず持ち歩く。 ▶奥に入り過ぎず、お互いに声を掛け合い位置を確認する。 ▶急斜面や崖など、危険な場所は避ける。 ▶集合時間を必ず守り、早めの下山を心がける。

●万が一、道に迷ったら・・・

▶日没後は歩き回らず救助を待つ。 ▶ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しのよい場所でタオルなどを振って合図する。

自動車税種別割のグリーン化
特例について

県では、毎年6月に自動車税種別割の納税通知書をお送りしています。

自動車税種別割は、自動車環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その排出ガス性能及び燃費性能に応じて税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する「自動車税種別割のグリーン化特例」が実施されています。

詳しくは青森県庁ホームページをご覧ください。
なるか、中南部地域県民局県税部までお問い合わせください。

問 中南部地域県民局県税部納税管理課

☎ 32・1131（内線233、333）

📄 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/027_jidousha_green.html

土地・家屋現況調査の実施について

町では、固定資産の公正で適正な課税を行うため、土地及び家屋の現況調査を実施します。

町職員及び調査員が土地の利用現況や家屋の建築状況確認のため、敷地内に立ち入らせていただくことや問い合わせを行う場合

合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

●調査員について

町職員及び町固定資産評価業務に従事することを証した調査員証を携帯した調査員がお伺いします。

●調査内容について

土地については、土地課税台帳の登録内容に基づき、評価地目と現況地目との相違、土地の利用状況等を調査します。

家屋については、新築家屋及び未評価家屋の建築状況や取り壊し等の申請があった家屋について現況確認をします。

※新築及び未評価家屋の家屋評価については、別途お知らせのうえ、立ち合いでの調査となります。

●調査後の対応について

土地については、土地課税台帳に登録されている現況地目と利用状況の相違が認められた場合、翌年度から現況地目を変更します。これにより税額が変更になる場合は、調査の翌年度の課税から反映されます。

家屋については、家屋課税台帳に登録されている内容と相違が認められた場合、翌年度から登録内容を変更します。これにより税額が変更になる場合は、調査の翌年度の課税から反映されます。

問 税務課資産税係

☎ 55・6562（直通）

労働保険の年度更新手続きをお忘れなく！

労働保険では、前年度の保険料を精算するための確定保険料と新年度の概算保険料の申告・納付の手続きが必要となります。これを「労働保険年度更新」といいます。

労働保険年度更新の手続きは、6月1日（木）から7月10日（月）までの間に行ってください。

なお、申告手続きは窓口又は郵送によるほか、インターネットからの電子申請が便利ですので、ご活用ください。

また、保険料は、口座振替による納付が便利ですので、ご利用ください。

問 青森労働局総務部労働保険徴収室

☎ 017・734・4145

弘前労働基準監督署

☎ 33・6411

📄 <https://site.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

「災害情報テレホンガイド」の案内番号変更について

「災害情報テレホンガイド」とは、弘前地区消防事務組合管内で発生した、消防車両が出動中の火災、救助及び救急支援などの災害発生を電子音声でお知らせする案内電話です。今回、システムの変更に伴い、案内番号及び案内内容が変わります。

新災害情報テレホンガイドは、災害発

生をお知らせすることを目的としており、従来のように火災の鎮圧、鎮火及び活動終了をお知らせするものではございませんのでご了承ください。

新番号は「050・5536・3896」、変更期日は令和5年5月1日（月）からとなります。災害情報のお問い合わせの際は新番号にお掛けになるようお願いいたします。

また、119番は緊急通報用の回線となっており、119番で災害情報の案内は行っておりませんので、お掛けにならないようお願いいたします。



「災害情報テレホンガイド」の

案内番号が変わります！

旧 0180-991-995

新 050-5536-3896

変更期日 令和5年5月1日（月）から

問 弘前地区消防事務組合消防本部通信指令課

☎ 32・5101

6月1日～30日は土砂災害防 止月間です

国と県では、毎年6月1日から30日までを『土砂災害防止月間』と位置づけ、本格的な豪雨の時期を前に、土砂災害による被害防止に向けて様々な防災・広報活動を実施しています。

県内には、約4,000箇所もの土砂災害危険箇所があります。山あいの沢筋に堆積した土砂や巨石が雨で増えた沢水と一緒に流れ出る『土石流』、地下水の上昇により地盤がゆるみ、地盤全体がゆっくりとすべり出す『地すべり』、雨を含んで脆くなった崖が突然崩壊する『がけ崩れ』など、どれも強い雨が原因となり、山や崖がある地域ではどこでも起こる可能性があります。

昨年は、日本各地で約1,000件もの土砂災害が多発し、多くの犠牲者が出ました。「今まで経験したことのないような強い雨が降っている」ときは「今までに経験したことのない災害が起こるかもしれない」と心に留め、日頃から危機意識を持つとともに、ハザードマップなどで避難場所及び避難経路を確認するなど、土砂災害による被害ゼロを目指しましょう。

問 総務課消防防災係（災害発生時連絡先）

☎ 48・2111

青森県土木整備部河川砂防課砂防グループ

☎ 017・734・9670

H <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/R5doshagekan.html>

R5doshagekan.html

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。

不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。

問 総務省東北総合通信局相談窓口

☎ 022・221・0641

町税は「地方税お支払サイト」からお支払できます

納付済通知書の右下にeL・QRが印字されている納付済通知書は、地方税お支払サイトからのお支払が可能です。

24時間365日、ご自宅やお出掛け先からでもお支払手続きができますので、ぜひご利用ください。

詳しくは地方税お支払サイトのホームページをご覧ください。

【地方税お支払サイトから納付できる町税】

・町民税（普通徴収分）

・固定資産税（鉱泉地分の納付はできません）

・軽自動車税（種別割）

・国民健康保険税

問 税務課収納係 ☎ 55・6562

令和5年4月から **eL** があれば

地方税のお支払が便利・簡単に!!

24時間365日、いつでもどこでもお支払可能!!

納付書に「**eLマーク**」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。

eLマーク **eL-QR** **eL番号**



スマホやパソコンでもお支払可能



さまざまなお支払方法から選択が可能
※各種スマホ決済アプリからの支払は、各社のアプリでの手順になります。



利用できるスマホ決済アプリは地方税お支払サイトでご確認ください

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用案内ホームページ)
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードは裏面スクリーンを撮影してください

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

よくあるご質問 Q & A



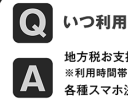
Q どのような支払方法が利用できますか?
A 地方税お支払サイトでは、**クレジットカード払い**・**インターネットバンキング**・**口座振替**等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
※口座振替は、事前にeL-TAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。



Q 支払の前に何か準備は必要ですか?
A 特別な準備はありません。お手元に納付書を用意して、地方税お支払サイトへアクセスしてください。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリで「**eL-QR**」(QRコード)を直接読み取ってお支払ください。



Q どのような納付書が利用できますか?
A お手持ちの納付書に「**eLマーク**」の記載がある納付書が利用できます。
※なお、「**eL-QR**」(QRコード)、「**eL番号**」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。



Q いつ利用できますか?
A 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。
各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。
※いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。



Q どのような税目で利用できますか?
A 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割で利用できます。その他税目については自治体により異なりますので、詳しくは納付書の送付元にお問合わせください。

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト

検索



エルトaxイメージキャラクター エルレンジャー

令和5年度大鰐町職員採用試験の実施について

試験区分	募集人数	受験資格	申込締切日	第1次試験
行政職 (大卒程度)	2名程度	①平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者	5月29日（月）	7月9日（日） 大鰐町内
土木職 (大卒程度)	1名	①平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ②平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者	同上	同上
保健師 (大卒程度)	1名	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者又は令和5年度の国家試験で免許を取得する見込みの者	同上	同上

※日本の国籍を有しない者、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受験できません。

※大卒程度とは、大学卒業者が対象ということではなく、試験問題の程度が大学卒業程度であるという意味です。
受験資格を満たしていれば受験可能です。

●申込方法

受験申込書を下記宛先まで郵送してください。締切日までに到着したものに限り受け付けます。

〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3
大鰐町総務課職員採用試験係宛

※受験申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、総務課で配布しています。

※郵送する際には、封筒に「受験申込」と明記してください。

※写真（カラー写真、縦4cm×横3cm）は、試験日から6か月以内に撮影したもので、裏面に試験職種と氏名を必ず記入して貼付してください。

●留意事項

- （1）第2次試験の日程及び会場は、第1次試験合格者に合格通知とともにお知らせします。
- （2）この試験の最終合格者は、採用試験の得点順に採用候補者名簿に登載され、上位の者から意思を確認した上で採用します。採用の時期は、令和6年4月1日以降の予定です。なお、採用候補者名簿の有効期限は、令和7年3月31日までです。
- （3）最終合格者であっても、受験資格を満たさないことが判明した場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。また、受験申込書の記載事項に虚偽があった場合又は採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合は、採用されないことがあります。
- （4）試験科目は、町ホームページに掲載しています。

●初任給

行政職（大卒程度） 大学新卒者で191,700円

土木職（大卒程度） 大学新卒者で191,700円

保健師（大卒程度） 大学新卒者で221,500円

※初任給は、経験年数等により加算されることがあります。

●その他

行政職（高卒程度）の募集も行う予定ですが、試験日が異なるため別途お知らせします。

■お問合せ 大鰐町総務課職員採用試験係 ☎48・2111（代）



行事予報



5 月

■天候等による日程の変更にご注意ください

20日(土)～24日(水) ●第46回大鰐温泉つつじまつり

20日(土) ●第30回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会
場所：大鰐地域交流センター鰐 come

6 月

3日(土) ○第27回万国ホラ吹き大会

◎『広報おおわに』に掲載の各種催しについて

本誌に掲載した各種催し・教室等について、天候等の影響や社会情勢により、中止や延期、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

■3月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

・工 藤 鉄 心 (蔵館5B)



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・柴 田 て る (94歳) 苦木
- ・下 山 つよの (91歳) 大鰐7A
- ・新 田 新市郎 (88歳) 大鰐7A
- ・菊 地 ミ サ (95歳) 三ツ目内A
- ・山 田 さ つ (75歳) 元長峰
- ・山 中 ミチエ (85歳) 居土

- ・山 口 ソ ノ (101歳) 虹貝
- ・外 崎 ヒ サ (89歳) 唐牛
- ・菊 池 俊 一 (80歳) 蔵館4
- ・佐々木 花 枝 (88歳) 唐牛
- ・阿 保 と み (100歳) 八幡館
- ・岸 登美子 (76歳) 唐牛

大鰐町の人口と世帯数
令和5年3月末日現在

人 口	8,609人
前月比	-29人
男	3,960人
女	4,649人
平均年齢	56.9歳
世帯数	4,108世帯
前月比	+13世帯

3歳児健診 むし歯のない子

3月の3歳児健診でむし歯が無かった子どもたちを紹介します！



ささき なお ちゃん
佐々木 捺央 ちゃん
(鯖石)



ふきた かの ちゃん
吹田 夏野 ちゃん
(蔵館3)



むなかた ことこ ちゃん
棟方 詩子 ちゃん
(居士)



いしごう さな ちゃん
石郷 沙奈 ちゃん
(前田ノ沢)



といかわ あおと くん
樋川 蒼都 くん
(大鰐7A)



やまだ ひなた ちゃん
山田 妃夏 ちゃん
(大鰐7A)



みずき ゆう ちゃん
水木 ゆう ちゃん
(苦木)



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】<http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

町でも桜が見頃となり、春を感じる表紙にしたいと思い、シャッターを切りました。

町の桜の名所であるあじやら公園では例年よりも早い開花となり、薄紅色や白色の花を楽しむことができました。

広報おおわに No.736
令和5年5月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになって みんなボカボカ 大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします